

「利用者誘導と情報の提供、(1) 利用者誘導」ビジョンへの記載（最終案）

利用者誘導については、令和2年第1回検討会から議論を進めており、本ビジョンにおける考え方及びその他の保全・利用等に関する計画との連携を示した上で、ビジョンへの記載（案）を提示し、誘導方法や誘導方法の将来像について検討いただいた。そこでの意見を整理しビジョンへの記載内容を修正している。

今回の検討会では、ビジョンの「8. 利用者管理と情報の提供（1）利用者誘導」への記載（最終案）を提示する。様々な立場で意見の相違はあるが、大方の合意を得て決定したい。

1. ビジョンへの記載（最終案）

利用者誘導は、登山道等の施設や周辺環境も含む山岳部における体験の質の維持・向上を図りつつ、適正かつ安全に利用するよう利用者を誘導することである。誘導方法には、法的な強制力をもって規制するような直接的な方法と、望ましい利用の方向に導くような間接的な方法があり、屋久島ではこれまで、高速船等におけるマナービデオの放映等の普及啓発やマイカー規制の運用、屋久島公認ガイド制度の運用などの様々な誘導方法を組み合わせて実施しているところであるが、提供する情報の不統一や、情報が利用者に十分にとどいていないなど、改善の余地も残っている状況にある。このため、まずは既存制度の継続や普及啓発の改善・拡充等の間接的な方法での利用者誘導を推進し、将来的に山岳部の利用が適正でなく、様々な課題が生じていると判断された場合には、次のステップとして直接的な方法について検討を行うこととする。

1) 誘導方法の構成

誘導方法は、山岳部全体に共通の誘導方法と、各登山ルートのあるべき利用体験ランク（5～10年後）ごとに定めるランク別の誘導方法を講じる。

共通の誘導方法については、利用者が自らの判断でルートを選択し、登山計画や準備ができるよう電子媒体や標識により「登山道のあるべき利用体験ランク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報を提供する。また、ガイドが同伴する場合にはガイドから登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の屋久島の自然環境等に対する理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得るなど、屋久島山岳部を利用する際には、共通の誘導方法がある程度は必要条件とすることを目指した内容としている。

ランク別の誘導方法は、登山入門者、豊富な経験ではないがある程度の経験を有した登山者、及び豊富な経験を有する登山者への利用体験の提供を妨げないことを前提とした利用者誘導とする。



図1 誘導方法の構成

2) 屋久島山岳部共通の誘導方法

- ・利用者が事前に登山道に関する情報が得られるよう、電子媒体や標識により「登山道のあるべき利用体験リンク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報提供をする。
- ・ガイドが同行する場合には、ガイドから登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得ることとする。

3) あるべき利用体験ランクごとの誘導方法 (①～⑤)

表4 屋久島山岳部全体の誘導方法 (案)

あるべき利用体験ランク	想定される利用体験の質	共通の誘導方法	あるべき利用体験ランクごとの誘導方法(間接的な方法、直接的な方法)				
			①登山道に関する情報提供	②アクセスの拡大・制限	③季節的、一時的な利用レベルの制限・拡大	④対象エリアの保護	⑤利用者や同伴するガイドの資格制限
1	屋久島山岳部の自然にふれあう探勝ルート ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は半日未満の一般観光客向けルート。 ・木道や階段が整備され、川には橋があるなど、安全性・快適性に配慮された探勝ルートで、屋久島の自然とふれあえる。	<ul style="list-style-type: none"> ・利用者が事前に登山道に関する情報が得られるよう、「登山道のあるべき利用体験ランク」、「最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報」、「登山道の難易度、装備」の情報提供 ・登山道周辺の動植物の情報、歴史、利用ルール、制限事項などの情報を伝えることで利用者の理解を深め、自然環境の価値を損なわない利用がされるよう協力を得る。 	・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供	・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを増減するなど。	・より多くに利用者を受け入れるために、利用できる時間帯を拡大するなど。	・利用の影響の防止・軽減を目的として、進入防止措置(自然環境に配慮したルールやマナーの周知、対象エリアにおける注意看板等)や植生保護措置を図る。	<ul style="list-style-type: none"> ・主に、登山初心者や登山経験が少ない利用者には、事前にレクチャーを受けることを推奨する。
	2		屋久島山岳部の自然を楽しむトレッキングルート ・バスやレンタカー等で容易にアクセスでき、行程は日帰り(半日～一日)の登山入門者向けルート。 ・木道や階段が適所に設置され、川には橋があるなど、快適性が優先されたトレッキングルートで、屋久島の自然を楽しめる。	・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供	・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを増減するなど。	・季節的、時間的に特定の場所又は登山道が想定利用者数を超えるようであれば、それ以上の入込みを制限(マイカー規制や車両規制など)する。	
3	屋久島山岳部の自然を体感できるトレッキングルート ・舗装路または未舗装路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)の登山経験者向けルート。 ・快適性よりも自然の雰囲気保持が優先された登山道で、屋久島の自然を体感できる。 ・危険個所に小規模の木道や階段が設置されるが、渡渉が必要な場合があり、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らの一定のリスク管理と行動判断が要求される。		・登山道の利用状況(混雑等)を情報提供	・登山道までの主な交通手段が公共交通機関であれば、公共交通機関の台数などを制限するなど。 ・登山道までの主な交通手段が公共交通機関以外であれば、駐車場の大きさを制限するなど。	・季節的、時間的に特定の場所又は登山道が想定利用者数を超えるようであれば、それ以上の入込みを制限(マイカー規制や車両規制など)する。		
	4		屋久島山岳部の原生的な自然を体感できる登山道 ・未舗装路や悪路での車両を用いたアクセスが基本となり、行程は日帰り(一日)または一泊の登山経験者向けルート。 ・自然の雰囲気保持が最優先された、人との出会いが稀な登山道で、屋久島の原生的な自然を体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と高度な行動判断が要求される。	・悪天候時には自らのリスク管理と高度な行動判断を要求する。	・マイカー規制や車両規制など交通手段の制限をする。		<ul style="list-style-type: none"> ・求める体験の質に応じて、資格(例:公認ガイドなど)を持った地元のガイド同行を推奨する。
5	屋久島山岳部の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる登山道 ・徒歩でのアクセスが基本となり、行程は一泊以上の経験豊富な登山者向けルート。 ・自然の雰囲気保持が最優先された、ほぼ人と出会わない登山道で、屋久島の原生的かつ荘厳な自然を深く体感できる。 ・木道や階段の整備を行わないことを基本とする。また、渡渉が必要な場合があり、ルートの誘導は必要最低限で、悪天候時には行程変更の判断が求められるなど、登山者自らのリスク管理と極めて高度な行動判断が要求される。		・悪天候時には自らのリスク管理と高度な行動判断を要求する。				<ul style="list-style-type: none"> (ガイドの同行が課せられた区間では、資格(例:公認ガイドなど)を持った地元のガイド同行を求めるものとする)

4) 誘導方法の留意点

- ・縦走ルートのように、利用ルートが重複しあるべき利用体験ランクが複数存在している場合でも、各ルートのランクに応じて誘導方法を適用し、区間ごとに誘導方法を適用することはしない。
- ・利用者誘導に法的な強制力を持たせることが望ましい場合には、エコツーリズム推進法に基づく特定自然観光資源の指定、自然公園法に基づく利用調整地区等の各種制度や仕組みの活用について、必要に応じて検討する。

5) 将来的に望ましい誘導方法

屋久島山岳部の利用にあたっては、山岳環境の保全、利用ルールの徹底、安全性の担保等の観点から、事前レクチャーを受けられる仕組みの必要性について、多くの関係者から賛同を得ている。事前レクチャーについては、~~ガイド制度等のその他の仕組みと併せて考えていくことが必要であり、ここでは~~現時点で望ましいと考えられる仕組みの概要を示す。ただし、今後は、ガイド制度等のその他の仕組みと併せて考えていく必要がある。のみに留める。

《事前レクチャーの概要》

対象者

- ・山岳部利用者等

実施者

- ・屋久島公認ガイド等

内容

- ・最新天気や危険箇所及びアクセス道の通行可否などの新着情報
- ・登山道の難易度、装備などの情報
- ・携帯トイレ利用の周知や山岳部を利用する上でのマナー・ルール
- ・屋久島山岳部環境保全協力金の目的や協力依頼

場所

- ・空港、港、荒川登山バス乗り場、屋久島文化村センター、屋久島世界遺産センター、屋久杉自然館等、里部における交通や利用の拠点

留意点

- ・屋久島公認ガイドの資格を持ったガイド同伴で入山する場合には免除するなど